令和7年度納期カレンダー

月	納 期 限	市税				市料金など			
		軽自動車税（種別割）	固定資産税 都市計画税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料	水道料金 下水道使用料	下水道受益者負担金
4月	4月30日(水)				第1期	第1期	第1期	4月請求分	
5月	6月2日(月)	全期	第1期		第2期	第2期	第2期	5月請求分	
6月	6月30日(月)			第1期	第3期	第3期	第3期	6月請求分	第1期
7月	7月31日(木)		第2期		第4期	第4期	第4期	7月請求分	
8月	9月1日(月)			第2期	第5期	第5期	第5期	8月請求分	第2期
9月	9月30日(火)				第6期	第6期	第6期	9月請求分	
10月	10月31日(金)			第3期	第7期	第7期	第7期	10月請求分	第3期
11月	12月1日(月)				第8期	第8期	第8期	11月請求分	
12月	12月25日(木)		第3期		第9期	第9期	第9期	12月請求分	
1月	2月2日(月)			第4期	第10期	第10期	第10期	1月請求分	第4期
2月	3月2日(月)		第4期		第11期	第11期	第11期	2月請求分	
3月	3月31日(火)				第12期	第12期	第12期	3月請求分	

口座振替日

介護保険料
後期高齢者医療保険料
下水道受益者負担金
水道料金・下水道使用料

末日
（12月は25日）

★ 納期限は原則月末です（12月は納期限が25日になります）。
★ 全納振替は、各税目の第1期に年税額を振替します。
★ 水道料金・下水道使用料以外は、口座振替日に振替できなかった場合の再振替はしません。振替不能をお知らせするはがきで、直接納付してください。

問い合わせ

◇市税に関すること
・市県民税、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税(種別割)
税務債権課　TEL 58-2206

・国民健康保険税
保険年金課　TEL 58-2236

◇後期高齢者医療保険料に関すること
◇介護保険料に関すること
保険年金課　TEL 58-2236

◇水道料金、下水道使用料に関すること
下水道受益者負担金に関すること
上下水道課　TEL 58-2260

口座振替による納付が便利です
申込は市内の金融機関もしくは市役所、根上・寺井サービスセンターに依頼書がありますのでご利用下さい。